

# 長寿医療制度

## 保険料の納付と

## 社会保険料控除等について

## お知らせします。

### ○保険料の納付方法

保険料の納付には、大きく分けて二通りの納付方法があり、町から通知する「後期高齢者医療保険料納入通知書」等に明記してあります。

#### ①特別徴収

(受給している年金から自動的に引き落とし)

#### ②普通徴収

(納付書や口座振替により支払い)

・納付書に記載された納期限までに納付してください。

・普通徴収の場合は、口座振替が便利です。

※長寿医療制度は平成20年4月に始まった制度です。以前に国民健康保険税等の口座振替の手続きをされていた方も改めて手続きが必要となります。

### ○保険料の納付方法の変更

次の①または②のいずれかに該当される方は、申出により保険料の納付方法を特別徴収(年金からの引き落とし)から口座振替による納付に変更可能になりました。

①長寿医療制度の資格取得以前国民健康保険に加入しており、その保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合

②被保険者(年金収入が180万円未満の方)に代わって連帯納付義務者(世帯主または配偶者)が口座振替により納付する場合

口座振替に変更する場合、金融機関で口座振替手続きと町(各総合支所および出張所)で保険料納

付方法変更申出書の提出が必要ですが、変更申出の時期により異なりますが、特別徴収(年金からの引き落とし)の中止までに3〜4か月かかります。詳しくはお問い合わせください。

※保険料の納付方法を変更しても年間保険料額は変わりません。

また、国民健康保険税を特別徴収(年金からの引き落とし)されている方についても①に該当する場合は、申出により納付方法を変更することができます。

### ○長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等

所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った人に社会保険料控除が適用されることとなります。

本年4月から実施されている長寿医療制度においては、原則としてその保険料が年金から特別徴収されています。この場合、その保険料を支払った人は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。